

著作権譲渡契約書

****（以下「甲」という）と株式会社****（以下「乙」という）は、甲の有する著作権を乙に譲り渡すあたり、以下のとおり契約（以下「本件契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は、下記著作物（以下「本件著作物」という）のすべての著作権を乙に譲り渡し、乙は、これを譲り受ける。

記

著作物 「****」

第2条（保証）

甲は、乙に対し本件著作物に瑕疵がなく、甲が完全な著作権を有することを保証する。
2 本件著作物に対し、第三者から権利の主張、損害賠償等が生じたときは、甲の責任と負担によりこれを処理し、乙には一切負担をかけることを約束する。

第3条（乙の権利）

乙は、本件契約に規定する著作権（以下「本件著作権」という）に関し、第三者からの侵害があった場合は、本件契約締結後は著作権者として、訴訟、和解、調停、告訴、その他本件著作権の侵害を排除するために必要な一切の措置をとることができる。

第4条（著作者人格権）

甲は、本件著作権に関する著作者人格権を行使しないことを約束する。

第5条（登録手続）

甲は、乙に対して、乙が本件契約に基づき、本件著作権の譲渡登録をするにあたり、登録手続に必要な書類および資料の提供をするものとする。

第6条（報酬および支払方法）

乙は、甲に対し、本件契約による著作権譲渡の対価として、金**万円を平成**年**月**日までに、甲の指定する銀行口座に振込むものとする。ただし、振込手数料は、乙の負担とする。

第7条（契約解除）

甲および乙が本件契約の各条項に違反したときは、相手方に対して何ら通知催告をすることなく、本件契約をただちに解除できるものとする。

第8条（契約の修正）

本件契約の修正および変更は、文書によらなければならない。

第9条（合意管轄）

甲および乙は、本件契約に関し紛争が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第10条（協議）

甲および乙は、本件契約に定めのない事項または本件契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

上記契約を証するため、甲および乙は、本件契約書2通作成し署名・押印のうえ、各自1通を保有する。

平成**年**月**日

甲 （住所）
（名称） 印

乙 （住所）
（名称） 印